

瑞浪駅北地区複合公共施設整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見の回答 令和7年2月26日

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		1	実施方針	1	26						「図書館や貸室等の中央公民館機能の一部を集約」との記述がございますが、現在の市民図書館と中央公民館は閉鎖するとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		2	実施方針	2	24	第1	1	(6)	②		維持管理会社は代表企業と資本関係のある・なしの制限はありますでしょうか？	代表企業と、維持管理会社等の構成企業の資本関係における制限はございません。
○		3	実施方針	2	26	第1	1	(6)	②		「市は5者(選定事業者)の提案を受け付け」とありますが、5者とは設計・工事監理・総括管理・維持管理・運営業務を担う5社なのか、公募が5チームに限定ということでしょうか？	前者のとおり、設計・工事監理・総括管理・維持管理・運営業務を担う5者を示します。ただし、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えありません。
	○	4	実施方針	2	28	第1	1	(6)	②		ECI方式を採用された場合、基本設計の精度アップ期間(見積り可能な資料作成)・ECI業者選定期間・施工者選定期間などの期間が必要になりますのでお見込みください。	ご意見として承ります。
○		5	実施方針	2		第1	1	(6)	②		ECI方式も検討されているとのことですが建設会社の選定方式、選定期間、技術協力の内容・範囲など、詳細を教えてください。	ECI方式の採否、採用する場合の条件についての詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		6	実施方針	2	25	第1	1	(6)	②		運営業務の中の一部業務を維持管理会社に委託することは可能でしょうか？	応募グループの中で、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えありません。
○		7	実施方針	2	28	第1	1	(6)	②		ECI方式を採用する場合、施工業者の選定期間や選定方法(プロポーザル方式)について、より詳細な情報をご教示ください。(たとえば基本設計完了時以降に建設事業者が参加した場合、既に基本設計が固まっているため、建設事業者の意見を反映させることが難しく、予算の大幅な見直しが必要になったり、手戻りが多く発生する可能性があります。)また、あわせて施工業者が設計段階にどの程度関与するのか、また、設計・工事監理業者との役割分担(工事費の確約の有無とも)やECI方式導入に際して、別途CM会社と契約するのかなどについてご教示ください。	No.5の回答を確認してください。
○		8	実施方針	3	4	第1	1	(6)	③		基本契約に於ける契約内容に事業期間を通じて設計及び監理企業に対して設計・工事監理契約期間を超えて縛りとなるような項目はありますか。	現段階では、各業務については、原則、当該業務を行う企業の責任において実施して頂くことを想定していますが、詳細は募集要項公表時にお示しします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		9	実施方針	3	9						指定管理者の指定は開館半年前の議会となっているが事業計画書等の提出は1年前から発生するが矛盾は無い	要求水準書(案)P.30 表11のとおり、初年度分の事業計画書等は令和10年9月末日の提出期限としております。
○		10	実施方針	4	3	第1	1	(8)			事業全体(関連他事業とも)のスケジュールと各段階の期間(設計・建設期間、供用開始時期)についてご教示ください。(発注に係る期間の想定とも)	本事業の設計期間、供用開始時期は実施方針P.4 (8)に示すとおりです。本事業の建設業務の発注期間は令和9年1月～3月、建設業務期間は令和9年4月～令和10年11月を予定しております。また、関連事業の予定はNo.118の回答を確認してください。
○		11	実施方針	4	20	第1	1	(9)			各種サービスの企画について、現行行われている企画の継続など指定されるものはありますでしょうか。	主催事業としては文化祭、美術展、二十歳の祝典を継続して実施してください。
○		12	実施方針	5	1						過去3年間の総合文化センターの主催事業収入をご教示願います。	募集要項公表時にお示しします。 なお現在の中央公民館自主事業が要求水準書における主催事業、要求水準書における自主事業が事業者からの提案事業と整理しています。
○		13	実施方針	5	1						過去3年間の総合文化センターの自主事業収入をご教示願います。	No.12の回答を確認してください。
○		14	実施方針	5							事業者の収入 イ.総括管理業務の中に開館準備業務を含むとなっているが募集要項では予定価格提示では個別に予定価格の提示をお願いします。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		15	実施方針	5	8	第1	1	(10)	①	イ	開館準備に関する業務に係る対価について、業務完了を待たずに年度単位で支払いされ、年度ごとの支払額は平準化されるのではなく、実際の費用発生に合わせて支払われると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、開館準備業務の令和7年度及び令和8年度分については、令和8年度に支払います。
	○	16	実施方針	5	24	第1	1	(10)	③		主催事業と自主事業について、主催事業はサービス対価内で実施し、自主事業は選定事業者の費用負担のもとで実施するものと推察しますが、本項記載内容からは選定事業者が提案する個別事業が、そのいずれに該当するかを特定し難いため、両事業の区分の明確化を要望します。	お見込みのとおり、主催事業はサービス対価内で実施し、自主事業は選定事業者の費用負担のもとで実施する事業となります。両事業の区分についての詳細は、募集要項公表時にお示しします。
○		17	実施方針	5	24	第1	1	(10)	③④		③主催事業と④自主事業の違いは何でしょうか？	No.16の回答を確認してください。
○		18	実施方針	5	24	第1	1	(10)	③		主催事業の利用施設の利用料金を計上する必要がありますか。	現時点では利用料金制の採否が決定していないため、提案時において利用料金の計上は必要ありません。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		19	実施方針	5	24	第1	1	(10)	③		主催事業は行政からの支援(委託費)は有りますか。	No.16の回答を確認してください。
○		20	実施方針	5	27	第1	1	(10)	④		自主事業の利用施設の利用料金を計上する必要がありますか。	自主事業の利用施設の利用料金については、提案時において利用料金の計上は必要ありません。
○		21	実施方針	6	1	第1	1	(10)	⑤		⑤カフェ事業は④自主事業に含まれることでよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		22	実施方針	6	6	第1	1	(11)	①		カフェ事業をテナントとして事業者に再委託することは問題ないでしょうか？	原則、お見込みのとおりですが、カフェ機能も施設の一部として一体となった運営としてください。詳細は募集要項公表時にお示しします。
	○	23	実施方針	6	9	第1	1	(12)			設計・維持管理・運営と建設を分離する本事業の発注形態上、施設・設備等の瑕疵・不良が判明した際の帰責先を特定しづらいように感じます。事業完了時を含め、業務間のリスク分離について明確化を要望します。	ご意見として承ります。
	○	24	実施方針	7	7	第2	2	(1)			募集要項の公表から企画提案書の受付までの期間が約3か月程度と思われますが、求められる提案書のボリュームによっては、スケジュール的に厳しいことも想定されます。	ご意見として承ります。詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		25	実施方針	7	8						スケジュールが非常にタイトですが、提案書〆切の期日を3か月ほど延伸できないでしょうか？	ご意見として承ります。詳細は募集要項公表時にお示しします。
	○	26	実施方針	7	18	第2	2	(1)			募集要項等の公表から企画提案書受付まで6か月程度の期間頂けたらと思います。	ご意見として承ります。詳細は募集要項公表時にお示しします。
	○	27	実施方針	7	14	第2	2	(1)	⑤		募集要項公表時に測量データも提供いただきたい。	募集要項公表時にお示しします。
	○	28	実施方針	7	17	第2	2	(1)	⑧		企画提案書の作成段階で、個別対話の第3回目を実施してほしい。	ご意見として承ります。詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		29	実施方針	7		第2	2	(1)			参加表明書の提出が記載されていないが企画提案書の提出をもって参加表明という認識でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
	○	30	実施方針	7	18	第2	2	(1)	⑨		⑤募集要項等の公表が令和7年4月で⑨企画提案書受付が7月だと作業期間が3～4か月となります。提案書のボリュームにもよりますが期間が短いと思われます。また、⑦募集要項等に関する質問の回答から⑨企画提案書の受付までの期間も長く確保願います。	ご意見として承ります。詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		31	実施方針	7	18	第2	2	(1)	⑨		⑨企画提案書受付から⑩優先交渉者の選定・公表まで1ヶ月ですがプレゼンテーション(ヒアリング)は行われますか。	プレゼンテーション(ヒアリング)は実施する予定です。詳細は募集要項公表時にお示しします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
	○	32	実施方針	7	18	第2	2	(1)	⑨		⑤募集要項等の公表から⑨企画提案書受付まで3ヶ月未満のスケジュールですが、十分な設計協議やコスト調整に向け、期間の延長を要望します。	ご意見として承ります。詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		33	実施方針	9	6	第2	2	(3)	①		用語定義において、代表企業の役割りが応募手続きを行うことに限定されていますが、代表企業には事業者選定以降に特定の役割り・責任を求められないでしょうか。	実施方針における「代表企業」は、募集手続上の代表者であり、その他の役割り・責任を負う者ではございません。現段階では、各業務については、原則、当該業務を行う企業の責任において実施していただくことを想定していますが、詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		34	実施方針	9	16	第2	2	(3)	②	ア	設計企業、工事監理企業、総括管理企業、維持管理企業、運営企業はJVを組成しての参加ということになるのでしょうか。各企業の関係性について教えてください。	設計企業、工事監理企業、総括管理企業、維持管理企業、運営企業を合わせたすべての企業でのJV(共同企業体)の組成は想定しておりません。基本契約は各企業の連名での締結を想定しております。また、設計及び工事監理業務を複数の企業で担う場合、JVを組成することは可能です。総括管理、維持管理及び運営業務を複数の企業で担う場合には、JV(総括管理、維持管理及び運営)を指定管理者として指定します。
○		35	実施方針	9	16	第2	2	(3)	②	ア	設計企業、工事監理企業は複数社によるJVを組んで参加することは可能でしょうか。	設計企業、工事監理企業、総括管理企業、維持管理企業、運営企業のそれぞれにおいて、複数社でのJV(共同企業体)による参加は可能です。
○		36	実施方針	9	26	第2	2	(3)	②	イ	総括管理、維持管理、運営業務について一者が複数の業務を兼ねて実施する場合と各業務を複数の者で分担する場合と事業者選定にあたっての評価に差はありますか。	一者が複数の業務を兼ねて実施する場合と各業務を複数の者で分担する場合において評価に差をつけることは想定しておりませんが、事業実施体制についての評価は行います。詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		37	実施方針	9	29	第2	2	(3)	②	ウ	構成企業について「やむを得ない事情が生じた場合」とは具体的にどのような場合が該当しますか。	生じた事情ごとに市で判断するものであり、具体的な想定はありません。
○		38	実施方針	10	3	第2	2	(3)	②	オ	「地元経済への配慮に努めるもの」とありますが事業者選定にあたっての評価点等についてご提示ください。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		39	実施方針	11		第2	2	(3)	③		各業務を行う企業は「瑞浪市競争入札参加資格者名簿に登録があること」と記されていますが、業務ごとに必要な営業品目の指定はありますか。	営業品目の指定はありません。
○		40	実施方針	11	2	第2	2	(3)	③	イ c	完了した業務とは、工事が完了し完成した業務と考えてよいのか	お見込みのとおりです。なお、その他の実績要件については、No.41～48の回答も確認してください。
○		41	実施方針	11	2	第2	2	(3)	③	イ c	類似する公共施設とは、学校、公民館、体育館の複合施設も類似施設と考えてよいのか	類似する公共施設とは、図書館またはホール機能を含む複合公共施設とする想定ですが、詳細は募集要項公表時にお示しします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		42	実施方針	11	2	第2	2	(3)	③	イ c	「同規模以上」「類似する公共施設」について具体的な面積条件や施設用途などありましたらお示ください。	延床面積は3,000㎡以上、施設用途は図書館またはホール機能を含む複合公共施設とする想定ですが、詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		43	実施方針	11	2	第2	2	(3)	③	イ c	前項の質問の設計企業、工事監理企業は複数社によるJVが認められる場合、うち1社が実績の要件を満たしていればよいでしょうか。	お見込みのとおりですが、詳細は募集要項公表時にお示しします。
	○	44	実施方針	11	2	第2	2	(3)	③	イ c	履行実績の期間を拡大し、平成16年4月1日からとしていただくと、さらにPRしたい実績が増えますので検討いただきたいです。	ご意見を踏まえ、平成21年4月1日から参加資格確認基準日までに完了した業務を対象とすることを想定していますが、詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		45	実施方針	11	2	第2	2	(3)	③	イ c	参加資格要件の「本事業の対象施設に類似する公共施設」は、今回計画されている施設の内容と完全に一致するものという意味ではなく、複数の機能を有する公共施設と理解してよいでしょうか。	No.42の回答を確認してください。
	○	46	実施方針	11	2	第2	2	(3)	③	イ c	参加資格要件の「(新築に限る)」について、より民間ノウハウを活かせるよう増築と改修を行った実績についても認めていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
○		47	実施方針	11	2						同規模以上の本事業の対象施設に類似する公共施設について類似する用途は何になりますでしょうか。また、公共に限ることとなりますか。	No.42の回答を確認してください。
○		48	実施方針	11	3	第2	2	(3)	③	イ c	同規模以上とありますが、複合施設の場合、全体の延べ面積にて同規模以上ありましたら、実績として考えてよろしいでしょうか。	No.42の回答を確認してください。
○		49	実施方針	11	14	第2	2	(2)	③	ウ	総括管理業務を実施する企業は他の業務と兼任することが可能との認識で宜しいでしょうか。また、建設時と維持管理運営時で総括管理業務を実施する企業をコンソーシアム内で変更することが可能でしょうか。	一者が複数の業務を兼ねて実施することや各業務を複数の者で分担することは差し支えありません。また、総括管理業務期間中の総括管理企業を変更することも差し支えありませんが、総括管理業務を設計又は工事監理企業が担うことは想定しておりません。なお、変更後においても当該業務の参加資格要件を満たす必要があります。
○		50	実施方針	11	14	第2	2	(2)	③	エ c	参加資格基準の実績において、PFI事業の構成企業としての業務や指定管理業務のコンソーシアム企業としての業務実績も含むとの理解でよろしいでしょうか。	延床面積3,000㎡以上、かつ、図書館またはホール機能を含む複合公共施設の維持管理業務を履行した実績を想定しております。
○		51	実施方針	11	18	第2	2	(3)	③	オ a	代表企業が入札参加資格者名簿に登録あれば、構成企業は未登録の事業者でも組成可能でしょうか？	実施方針P.10③に示すとおり、各業務を実施する企業ごとに参加資格要件を満たしてください。そのため、構成企業についても入札参加資格名簿に登録することは必要です。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答	
○		52	実施方針	11	21	第2	2	(3)	③	オ	c	「本事業の対象施設に類似する公共施設」とございますが、こちらは図書館機能と住民交流機能を含む複合施設と理解してよろしいでしょうか。	No.42の回答を確認してください。
○		53	実施方針	11								イ、ウ、エ、オ、のC、平成26年4月1日からとなっていて過去10年実績となっているがもう少し期間を広げてほしい。	ご意見を踏まえ、平成21年4月1日から参加資格確認基準日までに完了した業務を対象とすることを想定していますが、詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		54	実施方針	11	9							同上	No.53の回答を確認してください。
○		55	実施方針	11	15							同上	No.53の回答を確認してください。
○		56	実施方針	11	21							同上	No.53の回答を確認してください。
○		57	実施方針	11	2							同規模以上の本事業の対象施設に類似する公共施設について類似する用途は何になりますでしょうか。また、公共に限ることとなりますか。	設計業務、工事監理業務、総括管理業務、維持管理業務、運営業務を行う企業について求める用途については、No.42の回答を確認してください。
○		58	実施方針	11	9							同上	No.57の回答を確認してください。
○		59	実施方針	11	15							同上	No.57の回答を確認してください。
○		60	実施方針	11	21							同上	No.57の回答を確認してください。
○		61	実施方針	12	4	第2	2	(4)	①			事業者選定会議のメンバーおよび事業者選定基準は公表されますか。	募集要項公表時にお示しします。
○		62	実施方針	12	10	第2	2	(5)				予定価格は、設計監理、統括管理、開館準備、収入(利用料、自主事業など)、維持管理費、光熱水費、修繕費などの開示は勘定科目別に開示していただきたい。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		63	実施方針	12	10	第2	2	(5)				予定価格の公表については、施設整備(設計・工事監理)費用と、維持管理運営費に分けて想定されている内訳をご提示いただける理解で齟齬ございませんでしょうか。	原則お見込みのとおりですが、詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		64	実施方針	12	11	第2	2	(5)				本事業の実施における予定価格(予定価格の内訳)及び予定工事費について現時点の想定を提示してほしい。	募集要項公表時にお示しします。
○		65	実施方針	12	15	第2	2	(5)				予定工事費についてどこまでの内訳を公表いただけますか。	内訳等の詳細については、募集要項公表時にお示しします。
○		66	実施方針	12	15	第2	2	(5)				「予定工事費を超過せずに設計業務を実施すること」とありますが、提案時に予定工事費について提案項目の1つとなると考えてよろしいでしょうか。	予定工事費も提案いただく予定です。詳細は募集要項公表時にお示しします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
	○	67	実施方針	12	15	第2	2	(5)			予定工事費についても募集要項等で提示するとございますが、ご存知の通り、現在工事費が大幅に増加しております。建築費で昨年ベースの1.3倍、設備に至っては、昨年より1.5倍程の値上がり状況です。こちら既にご検討いただいているものとは思いますが、事業者が柔軟な提案ができるよう、工事費の公表についても実態に即したものでお願いいたします。	ご意見として承ります。
	○	68	実施方針	12	16	第2	2	(5)			「予定工事費を超過せずに設計業務を実施すること」とありますが、実勢工事費の高騰等により、提案段階及び設計完了段階の設計内容での施工が困難となる際は、予定工事費は調整せず、施設規模の縮小等、設計・施工内容の見直しを行うということでしょうか。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
	○	69	実施方針	12		第2	2	(5)			予定価格等 予定価格は募集要項で提示する時に年度ごとの各業務費用の予定価格を詳細に提示してほしい。	内訳等の詳細については、募集要項公表時にお示しします。
	○	70	実施方針	13	7	第3	2				別紙-2 工事着工遅延リスクの中に、設計段階で積算した工事費に基づいて行った入札が不調となった場合（入札段階の施工業者見積が設計段階の工事費を超える）も含まれるものと考えてよいか	詳細は募集要項公表時にお示しします。
	○	71	実施方針	13	12	第3	3				サービス未達の場合、支払の減額等を行う場合があると定められますが、基準、及び具体措施内容については、募集要項及び契約において明確に示されるものと解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
	○	72	実施方針	13	12	第3	3				サービス未達の場合、支払の減額等を行う場合があると定められますが、事業者のインセンティブを高める意味でも、要求水準以上の成果に対する増額等の措置を定めるべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。
	○	73	実施方針	15		第5					10年という長期の運営管理業務となるため、開館準備業務費の見直し、指定管理料の見直し等により要求水準を変更せざるを得ないケース等が発生した場合は、解除については市側と指定管理者側双方から協議できる内容を盛り込んでいただけないでしょうか？	ご意見として承ります。
	○	74	実施方針	15	17	第5	3				不可抗力事由を含めた対応方についての案内かと思いますが、19頁の別紙-2「リスク分担案」にも「不可抗力リスク」が記載されているかと思います。内容に統一感が無いように思われますので双方にとって認識のずれが発生しない表記を希望いたします。	ご意見として承ります。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		75	実施方針	17	3	第7	1				指定管理者の指定に関する議会議決が否決された場合のリスクについては、別紙2リスク分担の「本事業の中止・延期に関するリスク」内の議会の不承認によるものとみなし、市がリスク負担するという理解でよろしいでしょうか。	市のリスク負担として、事業期間の延長に伴う対価の変更等を行うことは考えておりますが、議会の否決という事象に対して事業者へ補償や賠償を行うという意図ではありません。
○		76	実施方針	18		別紙1					事業スキームが「OD方式」となりますが、ODの「入札」・「契約」がスケジュール通り完了しても、市が別途契約される建設請負契約が締結されない場合、別紙2の通り市のリスク分担となるかと考えておりますが、設計に対応するサービス対価の支払いは建設業務に影響されずにお支払い頂けるとの理解でよいでしょうか。	予定工事費を超過せずに設計業務を実施できていることを前提に原則、お見込みのとおりですが、詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		77	実施方針	19	3	別紙2					法令等の新設・変更リスクにおいて、法の解釈の変更等による消防署や保健所等の行政指導は市のリスクとの理解で宜しいでしょうか。	本事業や同種の事業において適用される変更内容である場合は、お見込みのとおりです。詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		78	実施方針	19	6	別紙2					法令等の新設・変更リスクについて上記以外の法令(税制含む)の新設・変更によるものが選定事業者リスク配分とされていますが、選定事業者の責めに帰すべき事由によるもののみと考えてよろしいでしょうか	本事業に直接関係する法令改正等以外の法令改正による追加費用又は損害は事業者のリスクとなります。なお、消費税及び地方消費税の税率変更は、市が負担します。
○		79	実施方針	19	10	別紙2	共通	法令等の新設・変更リスク	上記以外の法令(税制含む)の新設・変更によるもの		事業者が負担するリスクは共通で「事業者が行う業務に起因するもの、若しくは事業者の責めに帰すべき事由によるもの」と考えてよろしいでしょうか？	No.78の回答を確認してください。
○		80	実施方針	19	10	別紙2	共通	不可抗力リスク			「一定額まで選定事業者の負担」になっていますが、「一定の金額」の詳細についてお示ください。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		81	実施方針	19	20	別表2					新型コロナウイルスなどのパンデミックも不可抗力事由になりますか。	新たな感染症や伝染病等の大流行の場合は不可抗力事由となる可能性があります。
○		82	実施方針	19	20	別表2					海外での戦争などによる光熱費や物価が高騰した場合は不可抗力事由となりますか。	戦争等による光熱費や物価の急激な高騰により、物価変動による対価の改定のみでは吸収しきれない場合には不可抗力事由となる可能性があります。
○		83	実施方針	19	32	別紙2					別紙-2 リスク分担表 設計段階の用地リスクに関して、地歴調査を含めた土壌汚染調査は行うのでしょうか。行うのでしたらどこが行いますか。	詳細は募集要項公表時にお示しします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		84	実施方針	19	35 42	別紙2	設計段階 建設段階	設計変更リスク 工事着工遅延リスク			予定工事費内を想定した設計を行ったものの、結果として入札不調となり、それにより再設計が必要となった場合、遅延リスクは市の責めに帰すべき事由なのか、事業者の責めに帰すべき事由なのか、どちらになりますでしょうか。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		85	実施方針	20		別紙2					市のリスク分担が「△」になっていますが、コロナやウクライナ情勢など不測の事態は協議または補填をお願いしたいです。	別紙-2 リスク分担表のP.20における市リスク「△」の具体的な箇所が分かりかねますが、「施設休館等に伴うリスク」の場合、新たに発生した感染症等による施設の休館、管理運営の中断や対策等による指定管理料の減少リスクなどについては協議事項としております。詳細は募集要項公表時にお示しします。
	○	86	実施方針	20		別紙2					水道光熱費については市側での負担等は検討可能でしょうか？	現時点では光熱水費は指定管理料に含むものとしますが、詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		87	実施方針	20	7	別紙2					維持管理費の上昇リスクとして、建設段階で決定される機器のメーカーや機種の影響で、維持管理費が変動する可能性があります。その場合は、価格について市と協議できるとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		88	実施方針	20	13	別紙2					物価変動リスクにおいて、維持管理・運営期間中の物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増大に関して、使用する物価変動の指数は「厚生労働省の毎月勤労者統計調査 賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者30人以上。」の指数を採用頂きますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
	○	89	実施方針	20	14	別紙2					別紙-2 リスク分担表 維持管理費上昇、修繕、損傷、賠償リスクに関して市あるいは事業者双方の責めに帰すべき事由に該当しない項目についても記載をお願いします。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		90	実施方針	20	18	別紙2	維持管理・運営段階	施設の損傷リスク 什器備品等の損傷リスク 第三者賠償リスク			施設の損傷リスク、什器備品等の損傷リスク、第三者賠償リスクについては、市・選定事業者以外の第三者に帰責するケースが想定されますが、その際のリスク分担についてお示ください。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		91	実施方針	20	24	別紙2					物価変動に対するリスク分担で市が△、事業者が○となっていますが、備考欄に記載の通り、デフレーターが働くことを勘案すると、記号の取扱いは市が○、事業者が△ではないでしょうか。	物価指標が一定程度を超える割合の変動があった場合には市の負担(△)となりますが、それ以外は原則事業者の負担(○)となります。詳細は募集要項公表時にお示しします。
	○	92	実施方針	20	29	別紙2					昨今の物価高騰が年々想定以上に進んでいるため、物価上昇分については実績に基づいて半期ごとに精算等、市況に合わせた柔軟な対応を検討いただけないでしょうか？	ご意見として承ります。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		93	実施方針	20	35	別紙2					想定を超える利用者の増加による人件費上昇が事業者側リスクとなると積極的な利用者増・賑わい創出の抑制にもつながりますが大幅な変動とはどのようにお考えでしょうか？	協議により定めることを想定しています。
	○	94	実施方針	20	36	別紙2	維持管理・運営段階	施設休館等に伴うリスク			大規模な感染症の流行等については、市・選定事業者のいずれにも帰責できない不可抗力であると思料しますので、当該リスク分担は「不可抗力リスク」と同様に規定願います。	ご意見として承ります。
○		95	実施方針	20	36	別表2	※1				選定事業者も一部リスクがあるとされますが、具体的にはどのようなケースを想定されていますか。	不可抗力発生時に選定事業者へ迅速な復旧と対応を求めるために、一定の金額までは選定事業者の負担とします。詳細は募集要項公表時にお示しします。
	○	96	実施方針	20	38	別紙2					別紙-2 リスク分担表 ※1に一定の金額までは選定事業者の負担とありますが、具体的にお示しください。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		97	実施方針	20	43	別表2	※5				「大幅な変動」や表中には「想定を超える利用者の増加」とありますが、具体的にどの程度をイメージされておりますか。	協議により定めることを想定しています。
○		98	実施方針								本事業において、図書館の配置計画を行うにあたり、設計企業でなく、専門家が受注を目的に協力するのですが、公表されています役割分担ですと協力しても専門者は無報酬となる可能性があります。この点は、どのようにお考えでしょうか。	役割分担については募集要項公表時にお示しします。
○		99	実施方針								昨今、公共施設では、機械警備を行う事が当たり前となっておりますが、本事業において、警備の配置計画を行うにあたり、設計企業でなく、専門家が受注を目的に協力するのですが、公表されています役割分担ですと協力しても無報酬となる可能性があります。これだと警備計画が厳しいかと思えます。この点は、どのようにお考えでしょうか。	役割分担については募集要項公表時にお示しします。
○		100	要求水準書(案)	1	20	第1	2				「市民だけでなく、周辺地域の人々も訪れたい施設」になる為の考え方、具体的な方策、実現性(類似施設における過去の事業者の実績)について提案を求められると理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。詳細は募集要項公表時に公表する事業者選定基準をご確認ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		101	要求水準書(案)	1	21	第1	2				「機能融合型施設とすることで、各機能の融合により人々との出会いや交流を生み出す」為には複合される「資料・情報提供機能(図書館)」「集会・交流機能(ホール・講座/市民活動)」「滞在・サロン機能」のそれぞれが単独機能として合築されているのではなく、それぞれの機能が有機的に融合することで、より多くの人々の出会いや交流を生み出すことを求められているとお見受けします。この有機的な融合の実現に向けての考え方、具体的な方策、実現性(類似施設における過去の事業者の実績)について提案を求められると理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。詳細は募集要項公表時に公表する事業者選定基準をご確認ください。
○		102	要求水準書(案)	1	22	第1	2				「多様な市民活動を育む」姿の実現においては多目的ホール、貸室及びオープンスペースでの既存活動者の活動支援だけでなく、「資料・情報提供機能(図書館)」「滞在・サロン機能」の機能と連携・融合して、これまで市民活動に参加してこなかった市民や周辺地域住民の市民活動への参加を促し、新たなコミュニティ創出や、多様な市民活動の拠点となることを目指すことが求められているとお見受けします。その実現に向けての考え方、具体的な方策(体制等)、実現性(類似施設における過去の事業者の実績)について提案を求められると理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。詳細は募集要項公表時に公表する事業者選定基準をご確認ください。
○		103	要求水準書(案)	1	22	第1	2				「瑞浪駅直近の立地を活かし、市内外からの多くの来訪やまちのにぎわいの創出を図る」ことが求められています。この実現においては周辺地域を巻き込んだエリアマネジメントの実行が必要とお見受けしますが、エリアマネジメントの実行に向けての考え方、具体的な方策(体制等)、実現性(類似施設における過去の事業者の実績)について提案を求められると理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。詳細は募集要項公表時に公表する事業者選定基準をご確認ください。
	○	104	要求水準書(案)	1	24	第1	2				本施設の基本的な考え方については、「瑞浪駅北地区複合公共施設基本計画(令和6年11月策定)」(以下、「基本計画」という。)にまとめ公表している。市は、本事業において、本施設のコンセプトをより良い形で達成することを期待しているとありますが、より市民ニーズを把握するため過去に瑞浪市が実施した市民ニーズ調査等を個別に事業者が要望した場合に提供いただくことは可能か？	公表可能な資料については、募集要項公表時にお示しします。
	○	105	要求水準書(案)	3		第1	4	表1			敷地測量の範囲を明確にするため、官民境界が確定、未確定の状況と今回の事業敷地範囲を明確にしてほしい。	募集要項公表時にお示しします。
	○	106	要求水準書(案)	3		第1	4	表1			今回の事業敷地は開発許可が必要か確認するため敷地の公図、地目を情報開示してほしい。	募集要項公表時にお示しします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		107	要求水準書(案)	3		第1	4	表1			周辺家屋等影響調査等とはどのようなことを想定しているか明確にしてください。	要求水準書(案)P23 第2設計・工事監理業務に係る要求水準 2設計業務 (1) 各種調査等をご確認ください。
○		108	要求水準書(案)	3	3	第1	4	表1			開館準備業務の設計支援等にワークショップ開催が含まれていますが対象者を教えてください。	要求水準書(案)P31 第3総括管理業務に係る要求水準 2開館準備業務 (2) 設計支援等をご確認ください。
○		109	要求水準書(案)	3	3	第1	4	表1			各種調査等において測量及び地盤調査が対象として含まれておりますが選定事業者において実施すると考えてよろしかったでしょうか	測量とボーリング調査は実施済みです。募集要項公表時の添付資料の使用は可能とした上で、必要に応じて選定事業者で実施していただくことを想定しておりますが、詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		110	要求水準書(案)	3	3	第1	4	表1			設計業務に工事費の積算や入札金額の妥当性確認等は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	設計業務として工事費内訳書の作成や、建設工事発注に向けた工事費の妥当性確認を含みます。詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		111	要求水準書(案)	3	7	第1	4	表1			総括管理業務-開館準備業務-設計支援等に「ワークショップ開催」とありp31(2)には「市民ニーズを設計に反映する」とあります。設計ワークショップも設計業務に含まれると理解してよいですか。	ワークショップの開催は、設計業務ではなく総括管理業務に含みますが、設計企業と連携して実施していただき、結果を設計へ反映いただくことを想定しています。
○		112	要求水準書(案)	3		第1	4	表1			測量は本業務、ボーリング調査は市で、その他事前調査業務は何があるのでしょうか？ご教示ください。	No.109の回答を確認してください。
○		113	要求水準書(案)	3		第1	4	表1			提供頂く敷地測量に関わる資料提供について、その詳細をご教示ください。 (範囲、各データの内容等※事業者側で行う調査内容を判断するため)	募集要項公表時にお示しします。
○		114	要求水準書(案)	4	8	第1	4	表1	運営業務	集会・交流機能運営業務	展示対象には、施設運営側で学芸員の専門知識が必要なものや、配送に美術専門業者などの手配が必要なものは含まれますでしょうか。	市が貸出可能な展示品としては、専門知識や特別な配送が必要なものは想定していません。
○		115	要求水準書(案)	7	5	第1	7				表3基本契約の締結が令和7年10月となっておりますが、基本方針では令和7年9月と記載されています。どちらでしょうか？	基本契約の締結は、実施方針に記載の「令和7年9月」を正とします。
○		116	要求水準書(案)	8	2	第1	8	(5)			地域との共生について、主催事業や自主事業を行うにあたり瑞浪市文化協会様の係わりはどのようになりますでしょうか。	多様な市民活動の担い手の1つとしての係わりを見込んでいます。 これまで中央公民館の主催する文化祭において、舞台・展示にて参加実績があります。 なお、瑞浪市文化協会の主催による文化協会祭も行っていますが、本施設開館後の開催については現時点で不明です。
○		117	要求水準書(案)	9	5	第1	9	(1)			市営駅北駐車場の拡張等は本事業外ですが、本施設との連携についてはどのようにお考えでしょうか。(本施設の利用者に対する利用料金サービス等)	本施設利用者については、一定時間駐車料金サービスを想定しています。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
	○	118	要求水準書(案)	9	9	第1	9	(1)			市営駅北駐車場の拡張、駅北ロータリーの改良、北口開札の新設については施設計画に影響があるため提案条件として事前に計画の概略をご提示ください。	募集要項公表時にお示しします。
	○	119	要求水準書(案)	9	9	第1	9				市営駅北駐車場の拡張、駅北ロータリーの改良、北口改札の新設の現時点での構想を提示頂けないでしょうか。	No.118の回答を確認してください。
	○	120	要求水準書(案)	9	13	第1	9	(1)	図1		工事着手時に敷地がどのような状況にあるのか敷地内の水路、建築物等の状況を含めお示ください。	工事着手時において、周辺建物は解体済みで、水路は付替え予定です。
	○	121	要求水準書(案)	9		第1	9	(1)			事業対象地に関わる「瑞浪駅周辺再整備事業」「市営駅北駐車場拡張」「駅北ロータリー線等改良」「地下自由通路」「北口改札や駅舎整備」の概要、スケジュール、JR東海との協議状況と今後の予定等可能な範囲でご教示ください。	No.118の回答を確認してください。
	○	122	要求水準書(案)	9		第1	9	(1)	図1		郵便局とセレモニーホールを囲う青点線の意味をご教示ください。本事業供用後も両施設は残るものと考えて宜しいでしょうか？	郵便局敷地を示しています。郵便局は残りますが、セレモニーホールは移転します。
	○	123	要求水準書(案)	9		第1	9	(1)	図1		駅北地区の青実線エリアのうち上記以外は撤去されると考えて宜しいでしょうか？	撤去されている予定です。
	○	124	要求水準書(案)	9	1	第9	9	(1)			今回の事業対象地に共同住宅、民家などがあり、対象地の敷地がわかりませんので、募集要項等の公表時には明確にお示しいただきたい。	募集要項公表時にお示しします。
	○	125	要求水準書(案)	9	5	第9	9	(1)			事業対象地に隣接する他事業(市営駅北駐車場拡張、駅北ロータリー線等改良、北口改札の新設)の具体的な範囲、内容、進捗状況、事業主体についてご教示ください。また、これらの他事業との調整は、誰が主導して行うか(CM会社が入る可能性も含めて)具体的な連携体制についてもあわせてご教示ください。	No.118の回答を確認してください。 全体事業の調整は瑞浪市が行う想定です。
	○	126	要求水準書(案)	10	3	第1	9	(2)	ア	表5	階構成、各機能の面積構成、配置は事業者提案によるものと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
	○	127	要求水準書(案)	10		第1	9	(2)	イ		カフェの営業期間・営業時間は本施設の開館時間、開館日数と同期を取る必要があるとの理解でよろしいでしょうか？	利便性にご配慮いただいた上で、事業者提案に委ねることを想定しています。なお、今後策定する施設の設置及び管理に関する条例において調整が必要な場合があります。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		128	要求水準書(案)	10	22	第1	9	(2)	イ		開館時間9:00-21:00 となりますが、施設の機能によって開館時間を変更したり、休憩時間を設けることは可能でしょうか。(例えば、カフェは11:00-20:00にするなど)	No.127の回答を確認してください。
○		129	要求水準書(案)	10	22	第1	9	(2)	イ		施設の機能によって休館日を設けることは可能でしょうか。(例えば、図書館のみ月に1回蔵書点検の為に休館するなど)	利便性にご配慮いただいた上で、事業者提案に委ねることを想定しています。
○		130	要求水準書(案)	11	25	第2					指定避難所としての想定主要人員、必要機能はありますでしょうか。	収容人数の想定や必要な機能はありません。施設整備後に、可能な範囲で避難所として運営することを想定しています。
○		131	要求水準書(案)	12	1	第2	1	(1)	オ		環境負荷低減に関する具体的な目標値(エネルギー消費量削減率、CO2排出量削減率、『ZEB』等)などがございましたらご教示ください。	都市構造再編集集中支援事業における補助金の活用を予定しているため、ZEB水準に適合することが要件です。
○		132	要求水準書(案)	12	1	第2	1	(1)	オ		県産材の使用要望の有無についてご教示ください。(コスト増大や資材調達期間の問題が発生する可能性があり、全体スケジュールに影響する可能性があるため。)	可能な限り県産材の使用に配慮していただきたいです。
○		133	要求水準書(案)	12	16	第2	1	(2)	ア		外構は、本施設と調和したランドスケープデザインで、来館者の施設への期待感を高めるものとし、市民の集い、多世代の憩い、子どもの遊びの場となるような空間を設けるとありますが、外構における子供の遊び場のイメージはございますでしょうか？	具体的なイメージはありません。事業者提案に委ねるものとします。
○		134	要求水準書(案)	13		第2	1	(2)	ウ	(ア)～(ウ)	記載されている設備等の整備水準について、運営を考慮したより良い提案が出来ます場合は事業者側の判断にて新たな提案をさせて頂いてもよろしいでしょうか。	募集要項公表後に予定する対話及び質問において、具体的な内容について確認してください。
○		135	要求水準書(案)	14		第2	1	(2)	ウ		防災の面で、非常用発電機設置はマストですが、災害拠点のように、72時間運転可能な仕様になるでしょうか？	No.130の回答を確認してください。
○		136	要求水準書(案)	14		第2	1	(2)	ウ		非常灯の非常用電源は「直流電源装置設備」を必ず設置しなければいけないでしょうか？要求水準には記載がありませんが。	事業者の提案に委ねるものとします。
○		137	要求水準書(案)	14	31	第2	1	(2)	ウ		電話設備は通信会社の選定が必要となるため別途工事での対応(配管のみ本工事対応)が一般的ですが、今回は本工事に対応するとの考え方でしょうか。その場合、電話設備を設計するには通信会社の選定が必須となりますが、設計開始までに通信会社は確定しますでしょうか。	設計開始までに通信会社は確定していません。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		138	要求水準書(案)	14	36	第2	1	(2)	ウ		情報配管設備を設計するには情報通信ベンダーの選定が必須となりますが、設計開始までに情報通信ベンダーは確定しますでしょうか。	No.137の回答を確認してください。
○		139	要求水準書(案)	14	9	第2	1	(2)	ウ	(イ)	電気設備の整備水準において、非常用発電設備の記載がございませんでした。当該施設は災害時に地域指定避難所として利用されることについて考慮した計画とするとの記載がございますが非常用発電設備の設置不要との理解でよろしいでしょうか。	No.130の回答を確認してください。
○		140	要求水準書(案)	15	3	第2	1	(2)	ウ		時計設備は電気式親子時計を本工事にて設けるところの考え方でしょうか。電波式時計の場合は建物設備ではなく備品扱いになるかと存じますが、本工事対応でよろしいでしょうか。	備品の扱いについては、募集要項公表時にお示しします。
○		141	要求水準書(案)	15	26	第2	1	(2)	ウ		エレベーター設備は搬送設備での対応が一般的ですが、今回は電気設備に含むとの考え方でしょうか。	お見込みのとおりです。
○		142	要求水準書(案)	15	35	第2	1	(2)	ウ		Wi-Fi(公衆無線LAN)は通信会社の選定が必要となるため別途工事での対応(配管のみ本工事対応)が一般的ですが、今回は本工事に対応するとの考え方でしょうか。その場合、Wi-Fi(公衆無線LAN)を設計するには通信会社の選定が必須となりますが、設計開始までに通信会社は確定しますでしょうか。	No.137の回答を確認してください。
○		143	要求水準書(案)	16	20	第2	1	(2)	ウ	(ウ) ⑦	測量に基づく敷地境界ライン、雨水側溝等雨水系統を含めた敷地図の提示をお願いします。また雨水調整機能は必要になりますか。	募集要項公表時にお示しします。
○		144	要求水準書(案)	16	34	第2	1	(2)			消火設備等に自動火災報知設備も含まれますでしょうか。自動火災報知設備は電気設備での対応が一般的ですが、今回は機械設備で対応するとの考え方でしょうか。	お見込みのとおりです。
○		145	要求水準書(案)	17	1	第2	1	(2)			警備設備は電気設備での対応が一般的ですが、今回は機械設備で対応するとの考え方でしょうか。また、機械警備を設計するには警備会社の選定が必須となりますが、設計開始までに警備会社は確定しますでしょうか。	設計開始までに警備会社は確定していません。
○		146	要求水準書(案)	17	1	第2	1	(2)	⑩		警備設備について、機械警備会社によって維持管理費が違いため、施設整備において警備会社選定時に事業者の意見を取入れていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
	○	147	要求水準書(案)	17	7	第2	1	(2)	ウ	(エ)	舞台設備について「必要となる設備・機器、ステージについて提案を行う」とありますが工事金額に大きく影響します。また、運営維持管理にも影響するため最低限の仕様・性能・数量(参考)を設定いただけませんか。	ご意見として承ります。
○		148	要求水準書(案)	17	7	第2	1	(2)	ウ	(エ)	多目的ホールは舞台技術者(音響・照明・舞台)の常駐を必要とするレベルのスペックを想定していますか。	専門の職員が不要な安全性・操作性を備えた舞台設備の導入を前提とすることを想定しています。
○		149	要求水準書(案)	17	16	第2	1	(2)	ウ	(エ) ①～③	多目的ホールの舞台設備に関して附帯設備と備品との区分についてご提示願います。	No.140の回答を確認してください。
○		150	要求水準書(案)	19	9	第2	1	(2)	エ	(ケ)	喫煙所は設置しないとありますが、出演者を含む舞台関係者は喫煙者が多い傾向にあります。楽屋・搬入口を含め全面禁煙の予定でしょうか。	本施設の敷地内は全面禁煙です。
○		151	要求水準書(案)	19	10	第2	1	(2)	エ	(ケ)	市営駅北駐車場、駅北ロータリー、北口改札計画の概要を教えてください。	No.118の回答を確認してください。
○		152	要求水準書(案)	20	1	第2	1	(3)	ア		滞在・サロン機能として飲食が可能なスペースを設けるとして、館全体の飲食ルールや施設区分で分けるのかなど、市の考え方があれば教えてください。	事業者の提案に委ねるものとします。
○		153	要求水準書(案)	20	12	第2	1	(3)	ア		収容冊数について、一般開架コーナー、キッズスペース・児童開架コーナー、ティーンズコーナーそれぞれで指定がありますが、本施設全体で想定収容冊数を確保できれば他のコーナー・スペースに配架することは可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		154	要求水準書(案)	20	15	第2	1	(3)	ア		資料の自動検索・貸出・返却用の端末の設置台数や種類等も自由提案と捉えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。 瑞浪市にて導入するシステムとの調整が必要です。
○		155	要求水準書(案)	20	39	第2	1	(3)	ア		図書館のサイレントスペースの想定席数はありますでしょうか。	事業者の提案に委ねるものとします。
○		156	要求水準書(案)	21	23	第2	4	(3)	集会・交流機能	展示スペース	展示対象には、施設運営側で学芸員の専門知識が必要なものや、配送に美術専門業者などの手配が必要なものを含めますでしょうか。	No.114の回答を確認してください。
○		157	要求水準書(案)	21	23	第2	1	(3)	ア		展示スペースの展示形態のイメージをご教示いただけませんかでしょうか。	来館者の動線上で、自然に館内の利用者の目に触れる展示とすることを想定しています。
○		158	要求水準書(案)	22	1	第2	1	(3)	ア		共用部に設置するAED(自動体外式除細動器)はレンタルやリースでの整備も可能との理解でよろしいでしょうか。	No.140の回答を確認してください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		159	要求水準書(案)	22	1	第2	1	(3)	ア		AEDなどの備品の調達は建設業務に含まれるのでしょうか。	No.140の回答を確認してください。
○		160	瑞浪駅北地区複合公共施設基本計画	22	5	第2	1				「供用後の維持管理運営費用については～適正な価格を算出します。」とあります。計画内容により変動すると思われる維持管理運営費用について、協議の結果折り合わないなど場合、事業者側が撤退する場合のペナルティの有無についてご教示ください。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		161	要求水準書(案)	23	22	第2	2				外観図、内観図について想定しているカット数があればご指示頂けないでしょうか。	事業者提案に委ねるものとします。
○		162	要求水準書(案)	23	29	第2	2	(2)			書架やカフェ・サロンの家具等についてもデザイン性を重視した統一感のある提案を期待されているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、什器・備品仕様・レイアウト計画等の検討は設計業務で実施していただく想定であり、提案時の評価項目には含めません。
○		163	要求水準書(案)	24	8	第2	2	(2)	表7		表7「基本設計図書 資料リスト」に施工計画概要書とありますがどのような内容でしょうか。	資料リストを訂正の上、募集要項公表時にお示しします。
○		164	要求水準書(案)	24	13	第2	2	(2)	表7		表7「基本設計図書 資料リスト」のその他に概算工事費内訳書がありますが、どの程度の詳細内訳が必要ですか。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		165	要求水準書(案)	24	15	第2	2	(2)	表7		表7「基本設計図書 資料リスト」のその他に模型とありますがおよその範囲と縮尺など大きさをお知らせください。	事業者提案に委ねるものとします。
○		166	要求水準書(案)	24	15	第2	2				想定している模型の縮尺、範囲があればご指示頂けないでしょうか。	No.165の回答を確認してください。
	○	167	要求水準書(案)	26	12	第2	2	(3)	表8		表8「実施設計図書 資料リスト」に施工手順書として9項目の記載がありますが設計者では作成が難しい項目があります。ご再考いただけませんか。	資料リストを訂正の上、募集要項公表時にお示しします。
○		168	要求水準書(案)	27		第2	4		表9		配置予定技術者の要件 工事監理者は、建設工事完了までの間、原則として変更を認めない。 なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、 本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の 者を配置することとし、あらかじめ市の確認を得る。	質問の意図が不明であるため、回答を控えさせていただきます。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		169	要求水準書(案)	27	33	第2	4		表9		「工事監理者は週に1日以上、当該現場において監理業務を行う」とありますが、一部をwebによる対応は認められますでしょうか。	監理業務について一部をwebで対応することも可とします。詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		170	要求水準書(案)	28	3	第3	1	(1)			同規模以上の公共施設の総括管理業務を履行した実績について、共同企業体において代表企業として運営している施設の実績と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		171	要求水準書(案)	28	4	第3	1	(1)			統括責任者は同規模施設の精通した知識・経験を有するとあるが経歴や履歴証明は必要でしょうか	現段階では、基本契約締結時に経歴等をお示しいただくことを想定しています。
○		172	要求水準書(案)	28	10	第3	1	(2)			表11に開館・供用開始準備関係書類の提出が開館1年前となっているが事業契約の締結はそれ以前と考えて宜しいか	No.115の回答を確認してください。
○		173	要求水準書(案)	28	10	第3	1	(2)			総括管理業務実施期間の始期について、実施方針4p第1(8)②においては契約締結日とされており、本項における規定と齟齬が生じております。いずれが正でしょうか。	実施方針に記載のとおり「契約の締結日～」を正とします。
○		174	要求水準書(案)	28	10	第3	1	(2)			総括管理業務実施期間の始期について、施設供用開始後に設定されていますが、設計・施工監理期間における総括責任者の関与の可否をお示ください。	No.173の回答を確認してください。総括責任者の配置時期等については、募集要項公表時に改めてお示しします。
○		175	要求水準書(案)	28	10	第3	1	(2)			総括管理業務実施期間の始期について、施設供用開始後に設定されていますが、(3)対象業務には供用開始前に実施される開館準備業務が含まれています。ここでいう開館準備業務とは、表11に定められる書類の作成、提出を指すと解してよろしいでしょうか。	No.173の回答を確認してください。
○		176	要求水準書(案)	28	10	第3	1	(2)			実施方針において総括管理業務は契約締結時～令和21年3月までと記載がございますが、要求水準書(案)では令和11年3月～令和21年3月と記載がございます。総括責任者業務は要求水準書(案)に記載がございます令和11年3月～との理解でよろしいでしょうか。	No.173の回答を確認してください。
○		177	要求水準書(案)	29	15	第2		(5)			「マーケティングの仕組み」とありますが、どのようなことでしょうか？	適切なマーケティングを行うことで、利用者ニーズを的確に反映した運営が行われることを期待しています。具体的な仕組みについては、事業者の提案に委ねるものとします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		178	要求水準書(案)	29	14	第3	1	(5)			市民の意見が運営の改善や新たなサービスの開発につながるような「マーケティング」の仕組みを構築するとありますが、具体的にはどのような仕組みを想定されていますでしょうか？	No.177の回答を確認してください。
○		179	要求水準書(案)	29	18	第3	1	(5)			瑞浪市が図書館システムの調達を行うとされていますが、事業者側が提案する利用者の利便性の向上や各機能の有機的な融合において必要とさせるシステムの改修が必要な場合はその必要性を瑞浪市側で判断した上で、システム改修されるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
	○	180	要求水準書(案)	29	18	第3	1	(5)			システムの更新時期が開館と同期しない場合は既存システムの更新を開館時期まで延長、もしくは開館時にシステム切り替えは検討可能でしょうか？	原則システムの切り替えは想定していません。
○		181	要求水準書(案)	29	18	第3	1	(5)			「図書館システムの運用にあたり使用する機器は、市から運営事業者が無償で貸与する」とありますが、システム通信環境の構築やソフト・アプリケーションの調達、及び保守費、修繕費等の図書館システム運用に関する費用一式は市が負担し、本事業費の対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		182	要求水準書(案)	29	18	第3	1	(5)			システムに収める書誌データや資料発注に用いるツール類の付帯経費は市・選定事業者のいずれの負担となるでしょうか。	選定事業者の負担とします。
○		183	要求水準書(案)	29	20	第3	1	(5)			ここでいうホームページに関する記載は、市公式ホームページにおいて施設・サービスへの市の周知協力を定めるものであり、事業者が独自に本施設に関するホームページを設置し、利用者へのPRや施設紹介を行うことを妨げるものではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、資料・情報提供機能のホームページは、図書館システムの納入事業者が作成し、選定事業者が更新・運用する予定です。
○		184	要求水準書(案)	30	3	第3	1	(3)			表11の収支予算書に支出項目は詳細項目まで明示とあるが、参考例を提示願います。	事業者選定後の協議を通じて市から示すことを想定しています。
○		185	要求水準書(案)	30	3	第3	1	(3)			表11の主催事業企画書の料金(予定)は提案時の料金を想定入場者に乗じた数字と考えてよろしいか	提案時ではなく主催事業企画書提出時の料金(予定)を提出いただくことを想定しています。
○		186	要求水準書(案)	30	3	第3	1	(3)			料金確定によっては収支予測が変動する場合は別途協議となることで宜しいか	お見込みのとおりです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		187	要求水準書(案)	30	3	第3	1	(3)			表11の自主事業企画書の料金(予定)は提案時の料金を想定入場者に乗じた数字と考えてよろしいか	No.185の回答を確認してください。
	○	188	要求水準書(案)	31	1	第3	2				開館準備業務は独立した業務ではなく、総括管理業務の一部との位置づけでしょうか。開館準備業務に係る所要経費の支払い時期を含め、整理をお願いします。	お見込みのとおりです。支払い時期についてはNo.15の回答を確認してください。
○		189	要求水準書(案)	31	10	第3	2	(1)			グッズ等の販売による物販業務が発生すると想定しますが、貸付料等は今後の公募資料で示されますでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		190	要求水準書(案)	31	12	第3	2				具体的に何をすればよいのでしょうか？ECIとはちがいますか？運営・維持管理を見据えた、設計アドバイスのことでしょうか？	お見込みのとおりです。管理運営面・利用面の利便性や施設の魅力を高めるための設計への提案、助言等、ワークショップを通じた市民ニーズの把握を想定しています。
○		191	要求水準書(案)	31	15	第3	2				図書関係は既存の図書を移設はわかりますが、新規オープンにつき、新しい図書を購入する場合は、市の負担でしょうか？事業者負担でしょうか？	別途、市の負担により選定事業者を通じて購入いただくことを想定しています。
○		192	要求水準書(案)	31	17	第3	2	(2)			開館準備業務の中で「施設整備に関するワークショップ」「施設運営に関するワークショップ」を適宜開催するとあります。令和7年の契約締結時から令和11年3月の施設開館までの長期間の中での定期的な開催が必要であると想定していますが、回数・頻度の想定はございますでしょうか。	事業者提案に委ねるものとします。
○		193	要求水準書(案)	31	20	第3	2	(3)			配架計画の内訳をお教えてください。「現行の蔵書から除籍対象を選定する」など	現瑞浪市民図書館の所蔵資料及び新規購入・収集の資料の、本施設内への配架に関する計画を策定します。現瑞浪市民図書館の所蔵資料からの除籍対象については、第3総括管理業務に係る要求水準 2開館準備業務(4)資料の購入・装備・搬入等の支援でお示したとおり、市が決定します。
○		194	要求水準書(案)	31	22	第3	2	(4)			既存資料及び新規購入資料に関するICタグの調達・貼付・エンコード作業は、本事業とは別に選定事業者に発注されるものであり、必要経費の本事業費への積算は不要、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ICタグを含めた本の装備については募集要項公表時にお示します。
○		195	要求水準書(案)	31	22	第3	2	(4)			新規に購入する資料の装備費は別途との記載があるが、新規に購入する資料の購入費用の本事業費への計上の要否、及び要の場合は調達資料数・想定単価、ないしは想定予算額をお示ください。	本事業費への計上は不要です。
	○	196	要求水準書(案)	31	22	第3	2	(4)			新施設に配架する資料は、対象利用層の設定や展開するサービス内容との関連が深いため、新規購入資料の選書に関する選定事業者の関与を要望します。	選定事業者との協議を行い、新規購入資料を決定することを想定しています。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		197	要求水準書(案)	31	22	第3	2	(4)			「別途選定事業者への発注を想定」とありますが、資料の購入・装備・搬入等は、選定事業者での対応は不要ということでしょうか？	選定事業者へ別途発注することを想定しています。
○		198	要求水準書(案)	31	23	第3	2	(4)			移転時に新規に購入する資料の装備(バーコード装着等)、データ作成、システム登録、施設への搬入、現瑞浪市民図書館の資料のうち市で決定する除籍資料を除く資料の本施設への移送等について、別途選定事業者への発注を想定しているとのことですが、この選定のエントリー基準をお示しください。(本事業の代表企業及び構成企業は公平性の観点からエントリー出来ない等)	No.197の回答を確認してください。
○		199	要求水準書(案)	31	23	第3	2	(4)			現瑞浪市民図書館の既存資料の装備(バーコード装着等)に関しては、どこが担当となりますでしょうか。	No.197の回答を確認してください。
○		200	要求水準書(案)	32	3	第3	2				令和10年12月より公共及び公的団体の利用申請受付を行うことから受付スタッフを配置することで宜しいか	開館準備業務として、開館準備作業を含めたスタッフ配置を想定しています。
○		201	要求水準書(案)	33	6	第3	2				事業計画書に予め顔写真を添付することとなっているが令和10年9月末日までに提出することで間違いありませんか	提出時期については、お見込みのとおりです。配置人員の一覧については、変更や追加が生じた場合には再提出いただくことを想定しています。顔写真の要否は、募集要項公表時にお示しします。
○		202	要求水準書(案)	33	6	第3	3	(5)			顔写真の添付を求める趣旨についてお示しください。	No.201の回答を確認してください。
○		203	要求水準書(案)	32	9	第3	2	(8)			事業者は開館式典の企画提案を行うものであり、開館式典の開催に要する費用は市が負担すると理解してよろしいでしょうか。	開館式典に係る費用も選定事業者による負担とすることを想定しています。
○		204	要求水準書(案)	32	14	第3					統括管理者が行うことで宜しいか	総括責任者を含む総括管理業務の担当者が行うことを想定しています。
○		205	要求水準書(案)	32	25	第3	3	(3)			ホームページの作成は事業費の中で行うものでしょうか。その場合、HPの想定仕様などはありますでしょうか(静的ページ、動的ページや階層など)	資料・情報提供機能を除くホームページの作成は事業費に含まれます。内容は事業者の提案に委ねるものとします。更新・運用についてはNo.183の回答を確認してください。
○		206	要求水準書(案)	33	24	第3	3	(7)			ボランティアの協働について「募集し、組織化する」とありますが、新規に組織を作ることでしょうか？	既存の組織のほか、新たな活動も期待するもので、詳細は事業者の提案に委ねるものとします。
○		207	要求水準書(案)	33	30	第3	4	(1)	ア	(ア)	瑞浪市消防本部への提出を求められるのは、危機管理マニュアル、防災計画、消防計画のいずれでしょうか。	すべて提出いただくことを想定しています。
	○	208	要求水準書(案)	33	31	第3	4	(1)	ア	(ア)	危機管理マニュアル及び防災計画の策定とありますが、内容についてひな型を提示いただくことは可能でしょうか。	事業者選定後の協議を通じて、必要な記載項目等について市から示すことを想定しています。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		209	要求水準書(案)	35		第4	1				植栽管理の仕様は選定事業者の設定する仕様で宜しいか	要求水準書(案)P40 第4 維持管理業務に係る要求水準7 植栽管理業務に示す内容を想定しています。
○		210	要求水準書(案)	35	15	第4	1	(2)			施設引き渡し後、供用開始までの維持管理業務の位置づけについてお示ください。	施設引渡し後から供用開始までの維持管理業務については、要求水準書(案)P.28第3 総括管理業務に係る要求水準 2開館準備業務 (1)全般事項で示す「開館日に本施設の供用を開始できるように、施設、設備の準備」として、選定事業者を実施していただくことを想定しています。
	○	211	要求水準書(案)	36	5	第4	1	(7)			光熱水費はサービス対価に含むとありますが、昨今の光熱水費の大幅増加は予測できないことも多く、別途自治体様にてご負担いただくよう、変更いただけませんか。	ご意見として承ります。
	○	212	要求水準書(案)	36	6	第4	1	(7)			事業期間中の光熱水費についてはサービス対価に含むとされますが、新施設におけるエネルギー量等の正確な積算が困難であることから、精算経費の適用、ないしは市負担としていただくよう要望します。	No.211の回答を確認してください。
○		213	要求水準書(案)	36	16	第4	2	(1)			保守点検業務の中に「ピアノ管理保守点検業務」とありますが、対象のピアノはどういったものになりますか。	現在あるピアノを利用する想定です。どのピアノを使用するかは事業者提案とします。 [現在あるピアノ] 多目的ホール: 「YAMAHA CFⅢ 1台(グランドピアノ)黒色 講堂:YAMAHA G5E 1台(グランドピアノ)黒色 リハーサル室: YAMAHA G2E 1台(グランドピアノ)黒色 第1研修室:YAMAHA UX3 1台(アップライト) 黒色 ホワイエ:YAMAHA C3 1台(グランドピアノ) 白色 ホワイエ:YAMAHA 1台(グランドピアノ) 黒色
○		214	要求水準書(案)	36	16						購入予定であれば、具体的なピアノをご教示ください。	購入予定はありません。
○		215	要求水準書(案)	37	4	第4	2	(6)			ピアノ管理保守業務の記載がございますが、ピアノの種類により大きく保守管理費が変動いたします。要求されるピアノの形式を明確に記載いただけないでしょうか。	No.213の回答を確認してください。
○		216	要求水準書(案)	37	12	第4	3	(2)			修繕や更新について、「1件あたり10万円(税込)を超えた場合は市が実施」とありますが、こちらは10万円を超えた分ではなく、全額市の負担との認識で齟齬ないでしょうか。 例)11万円の修繕の場合、事業者の負担はなく、全額市の負担	お見込みのとおりです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		217	要求水準書(案)	37	12	第4	3	(2)			事業期間中、1件あたり10万円(税込)未満は選定事業者が実施し、10万円(税込)を超えた場合は市が負担するとの記載がございますが、1件あたりの1件とは該当の不具合を解消する全額をもって1件とするの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		218	要求水準書(案)	37	12	第4	3	(2)			事業者が、1件当たり10万円(税込)を超える不具合の情報を市へ提出した場合、その時点から当該不具合により発生するリスクは報告を終えた時点から、市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	市への不具合の情報の提出前後にて、当該不具合が生じた要因が異なる場合を除き、お見込みのとおりです。
○		219	要求水準書(案)	38	3	第4	4	(1)			本事業において使用する備品に関して、本事業と建設業務のいずれで調達するかの指定がありません。提案価格に関わりますので、備品に関する費用区分・リスク分担をお示しください。	No.140の回答を確認してください。
○		220	要求水準書(案)	38	3	第4	4	(1)			本事業に用いる備品は、本事業において調達されるもののほか、建設業務において調達されるものや既存施設から移設されるものが混在するものと想定されます。本事業調達外の備品類については、引き渡し段階で市ないし建設業務選定事業者よりリストデータが提供されるものと解してよろしいでしょうか。	No.140の回答を確認してください。
○		221	要求水準書(案)	38		第4	5				特定事業者とは、何を指しますか	「選定事業者」が正となります。
○		222	要求水準書(案)	38	23	第4	5	(4)			降雪時の除雪について記載がございませんが、こちらについても台風災害同様、発生した場合に都度所管課と協議させていただく理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		223	要求水準書(案)	38	28	第4	5	(5)			廃棄物処理業者は、市の指定する収集運搬業者に運搬、処分を依頼することとの記載がございますが、瑞浪市の一般廃棄物収集運搬許可業者から市が指定するとの理解でよろしいでしょうか。	廃棄物処理の方法については、募集要項公表時に改めてお示しします。
○		224	要求水準書(案)	38	28	第4	5	(5)			委託費はサービス対価に含まれてることから、市が指定する収集運搬業者の廃棄物の収集運搬費用の単価は想定されていると考えております。維持管理費用の算出の参考にする為、市で指定する収集運搬業者の処分費単価をご提示願います。	No.223の回答を確認してください。
○		225	要求水準書(案)	39	5	第4	6	(1)			警備業務の非常時対応業務については、必ずしも警備業法で決められた教育を受けた警備員を配置する必要はなく、受付スタッフや機械警備で外部から駆け付ける警備員での対応でも問題ないでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		226	要求水準書(案)	39	6	第4	6	(3)			非常時対応業務は常駐警備を意味しますでしょうか？	非常時対応業務については、常駐警備ではなく、常駐スタッフによる対応を想定しています。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		227	要求水準書(案)	41	23	第5	1	(3)			現在の主催事業、自主事業の実績をご提示いただけないでしょうか？	No.12の回答を確認してください。
○		228	要求水準書(案)	41	23	第5	1	(3)			自主事業の中で引継ぎが必要な講座等があればご教授ください。	No.11の回答を確認してください。
○		229	要求水準書(案)	41	28	第5	1	(4)			「各機能への配置人員のうち開館中は常時1名以上に必須の専門性とする」という記載がありますが司書免許を保有し、文化会館、ホール、公民館、コミュニティセンター等の公共施設での勤務経験を一定程度有する者(両方の要件を満たす者)であれば開館中に1名配置されていれば要求水準を満たすという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		230	要求水準書(案)	41	33	第5	1	(4)			「文化会館、ホール、公民館、コミュニティセンター等の公共施設での勤務経験を一定程度有する者」とありますが、文中の「等」、「一定程度」が示す内容についてご想定をお示しください。	詳細は募集要項公表時にお示しします。
○		231	要求水準書(案)	42	2	第5	1	(4)			資料・情報提供機能運営責任者、集会・交流機能運営責任者については、常時配置を求められることから、職務代行者を含めた複数人の選任が可能との理解でよろしいでしょうか。	資料・情報提供機能及び集会・交流機能の運営責任者については、常勤を求めるもので常時配置を求めるものではありません。それぞれの機能に関する専門性を有する人材については、常時1名以上を配置いただくことを想定しています。
○		232	要求水準書(案)	44	5	第5	2	(3)	ウ		資料購入費の下限が示されていますが、同費はサービス対価に含まれ、資料購入に係る市の分担は選書内容に関する承認のみという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		233	要求水準書(案)	44	10	第5	2	(3)	ウ		「すべての書架でわかりやすく、興味が沸く展示」を行うとありますが、展示の方式や更新頻度等に関しては事業者提案に委ねられると解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		234	要求水準書(案)	44	15	第5	2	(3)	エ		「サービスの自動化の推進等を踏まえて別途事前に発注するシステムを活用する」とあり、IC化等を想定なされると思います。募集要項等の公表にあたっては、IC化に際しての附帯作業(既存資料、新規購入資料についてICタグの貼付、エンコード等)に関する市・選定事業者の費用・作業の分担を明確化くださいますよう、要望します。	新規図書の装備については選定事業者に別途発注します。
○		235	要求水準書(案)	44	22	第5	2				現在は総合文化センターが施設間連携を行っていることで宜しいか。	現在の図書館が各分室と連携しています。
○		236	要求水準書(案)	45	22	第5	2				行っていた場合、各公民館との実績事例をご教示ください。	図書館職員による読み聞かせ教室等の開催実績について、募集要項公表時にお示しします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		237	要求水準書(案)	44	22	第5	2	(3)	オ		「施設間連携業務」において、現状行っている地区公民館との共催行事の詳細をお示ください。	No.236の回答を確認してください。
○		238	要求水準書(案)	44	22	第5	2	(3)	オ		分室における資料の貸出・返却等の日常運用に関して、資料の管理責任は各分室に求められると理解してよろしいでしょうか。	本館(指定管理者)の管理責任になります。分室との連携に係る業務の詳細は、募集要項公表時に改めてお示します。
○		239	要求水準書(案)	45	4	第5	2	(3)	キ		図書館協議会に関して、委員の任命や会議招集の主体は市と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
○		240	要求水準書(案)	46	29	第5	3	(3)	イ	⑤	利用料金制を検討しているとありますが、現在の利用料金収入の実績と新施設での利用料金の目安をご提示いただけないでしょうか？	前段については、募集要項公表時にお示しします。後段については、No.18の回答を確認してください。
○		241	要求水準書(案)	47	6	第5	3	ウ			展示品は市の貸与と考えてよろしいでしょうか？また、展示ケースなども貸与でしょうか？	展示品については市からの貸与とします。展示ケースの貸与はありません。
○		242	要求水準書(案)	47	7	第5	3	ウ			収蔵品の保管管理業務(展示していない期間保管する等)も発生しますか。	収蔵品の保管管理業務はありません。
○		243	要求水準書(案)	47	7	第5	3	ウ			収蔵品の破損・盗難等に対するリスクはどのようにお考えでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由によるものは、事業者の負担とします。
○		244	要求水準書(案)	47	7	第5	3	ウ			展示スペースは特定のコーナーとして独立させるのではなく、施設内に分散させることも可能でしょうか。	No.157の回答を確認してください。
○		245	要求水準書(案)	47	9	第5	3	(3)	ウ		映像等と組み合わせた展示についても検討するとございますが、募集要項等の公表において本項に関する要求水準が示されるものと解してよろしいでしょうか。	実物展示と映像の組合せ等の工夫については、事業者提案に委ねるものとします。市で著作権を有する既存の映像資料については、提供が可能です。
○		246	要求水準書(案)	48	3	第5	4	(1)			カフェ等の実施形態は構成企業が行うことの他にリーシングする形態もありますが、市としての要望はございますでしょうか。	選定事業者の責任において、カフェ機能が提供されているのであれば、業務形態は問いません。
○		247	要求水準書(案)	48	6	第5	4	(1)			独立採算で実施することを原則とするとございますが、原則外の提案についてどのような方式を想定しているでしょうか。事業者間で提案前提が異なる恐れがありますので、ご教示ください。	詳細は募集要項公表時にお示しします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		248	要求水準書(案)	48	7	第5	4	(1)			「カフェ等の実施形態は、店舗型に拘らず軽飲食を提供する利便性の高い機能として、民間の創意工夫を活かした効率的な提案を期待する」と記載されていますが、店舗型に拘らずセルフ形式や常設をしないキッチンカー形式、自動販売機の導入等でも提案可能という理解でよろしいでしょうか？	事業者の提案に委ねるものとします。
○		249	要求水準書(案)	48	9	第5	4	(1)			独立採算事業としてのカフェ運営に関して、指定管理業務従事者の兼務を可能とすると読み解けますが、正でしょうか。	お見込みのとおりです。
	○	250	要求水準書(案)	48	14	第5	4	(2)			「独立採算の対象は、カフェ等の内装の整備、什器・備品・調理機器等の調達」とありますが、一般的なカフェ運営に必要な内装の整備、什器・備品、調理器具は、工事費に含め、詳細は協議とさせていただきたいです。	ご意見として承ります。
○		251	要求水準書(案)	48	16	第5	4	(2)			カフェ等における貸付料の設定額をご教示ください。また、滞在・サロン機能とは別に自販機等の設置については可能でしょうか。	No189の回答を確認してください。 自主事業として自販機の設置も可能です。
○		252	要求水準書(案)	48	17	第5	4	(2)			公共施設に併設されるカフェという位置付けを意識した運営や事業期間中に撤退しない経営の安定性が必要だとお見受けします。カフェの実施形態やサービス内容、経営の安定性については提案において以下が求められると理解してよいでしょうか？1. 実施形態2. 経営安定性(類似施設における過去の事業者の実績)3. 提供サービスの考え方について	お見込みのとおりです。 詳細は募集要項公表時に公表する事業者選定基準をご確認ください。
○		253	要求水準書(案)	48	19	第5	4	(2)			行政財産の目的外使用料の算定単価は、募集要項等の公表時に示されるものと理解してよろしいでしょうか。	No189の回答を確認してください。
○		254	要求水準書(案)	48	22	第5	4	(3)			カフェにて酒類の取り扱いが可能でしょうか。	酒類の提供は不可とします。
○		255	要求水準書(案)	48	24	第5	4	(3)			市の特産品等の物販等も検討とあるが常設販売を想定していますか	常設、非常設については、事業者の提案に委ねるものとします。
○		256	要求水準書(案)	48	24	第5	4	(3)			「市の特産品等についての小規模な物販等も検討する」ことが求められています、その実行は事業者の独立採算での実施という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
○		257	要求水準書(案)	48	24	第5	4	(3)			「市の特産品等についての小規模な物販等も検討する」ことについては1. 実施形態2. 提供サービスの内容や考え方3. 実現性(類似施設における過去の事業者の実績)が提案で求められるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 詳細は募集要項公表時に公表する事業者選定基準をご確認ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
	○	258	要求水準書(案)	49	1	第5	5	(1)			主催事業と自主事業の線引きが少し曖昧なので、どちらに含めて良いのかが分かりづらいと感じます。(添付資料:総合文化センター運営実績における資料5や、自主事業のページが自主事業に当たると考えて良いのか等)主催事業の一覧も頂けたらと思います。	No.12の回答を確認してください。
	○	259	要求水準書(案)	49	12	第5	5	(1)			生涯学習ハンドブックの作成、文化祭、美術展については数年後に主催事業に含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、数年というのは何年を計画していますでしょうか。	お見込みのとおりです。 期間は3年を想定しています。
	○	260	要求水準書(案)	49	14	第5	5	(1)			生涯学習ハンドブックの作成、中央公民館文化祭、瑞浪市美術展の運営を将来的に選定事業者が主体で実施するとありますが、同程度以上の実施のための別途費用計上の協議は可能でしょうか？	共催期間については、No.259の回答を確認してください。その間の指定管理事業者側における業務にかかわるスタッフ人件費、および貸館利用料は指定管理料に含まれます。その後は事業者が必要経費を別途支払います。
	○	261	要求水準書(案)	49	14	第5	5	(1)			生涯学習ハンドブックの作成、中央公民館文化祭、瑞浪市美術展については、数年は市と共同で開催し、その後は選定事業者が主体で実施するとありますが、提案段階において主体変更のタイミングや当該事業費の算定が困難であることから、本項に定める事業費はサービス対価に含まず、選定後の協議を経て追加すると理解してよろしいでしょうか。	No.260の回答を確認してください。
	○	262	要求水準書(案)	49	15	第5	5	(1)			生涯学習ハンドブックの作成、中央公民館文化祭、瑞浪市美術展については、数年は市と共同開催とありますが、共同開催期間も選定事業者単独開催期間ともに主催事業として指定管理業務の中で行うという認識で良いですか。	No.260の回答を確認してください。
	○	263	要求水準書(案)	49	24	第5	5	(2)			瑞浪市中央公民館の事業を引き続き実施するとありますが、一部と認識しております。すべて運営するのであれば、指定管理費の増額はあるのでしょうか？	No.11の回答を確認してください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					意見・質問内容	回答
○		264	要求水準書(案)	50	2	第5	5	(2)	イ		「瑞浪駅直近の立地を生かし、市内外からの多くの来訪やまちのにぎわいの創出を図る」姿について質問です。事業対象地が瑞浪市の玄関口に位置することを踏まえ、中心市街地におけるにぎわいの創出や活性化、多様な機能の相乗効果による市民サービスの向上を実現することが求められているとお見受けします。その上で、自主事業における「本施設及びその周辺で、まちの活性化につながる事業」の実現が期待されていますが、この期待される自主事業は事業者の独立採算において実行を求めのお考えでしょうか？もしくは周辺地域を巻き込んだエリアマネジメントの業務が指定管理業務の要求水準として求められ、実行内容を自主提案として求められているのでしょうか？自主事業の要件についてお考えをお聞かせください。	お見込みのとおりです。詳細は募集要項公表時に公表する事業者選定基準をご確認ください。
	○	265	要求水準書(案)								OD方式のため、運営をより強く意識した提案を行うべく、要求水準書の整備水準について限定的な記載についてはより良い提案ができるよう自由度のある整備水準として頂いた方が他自治体にはない施設が整備できるのではないかと思います。	提案に委ねる部分は限定的にならないようにします。
	○	266	添付資料								総合センターの使用料金の資料も頂けたらと思います。	No.240の回答を確認してください。